

指名停止情報

令和8年8月4日現在

商号又は名称	地域 区分	指名停止期間			指名停止理由
		措置開始日	措置終了日	月数	
セントラルコンサル タント株式会社	県外	R8.8.4	R8.9.3	1か月	セントラルコンサルタント株式会社は、山形県が令和元年度に委託した耐震補強設計（大口橋、望月橋、狸森橋）において、成果物の引渡し後、当該成果物に重大な過失による瑕疵があることが判明した。山形県は契約書に基づき、令和8年7月10日及び7月21日に損害賠償を請求した。さらに、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱別表指名停止基準第2号（故意又は過失による粗雑工事及び粗雑品の納入）により、令和8年7月24日から令和8年8月23日まで1か月間の指名停止の措置を受けた。 上記のことが、新庄市競争入札参加資格者指名停止要綱別表指名停止基準第3号（過失による粗雑工事及び粗雑品等の納入）に該当すると認められるので、当該業者に対し、下記により指名停止の措置を行う。